一、從來日給一圓ヲ以テ雇傭シ居リタル人夫ニ對シ本年一月一日ヨリ一圓二十錢ニ增給スルコト

一、人夫ハ毎月一日ヲ以テ一ケ月ノ雇傭期間ヲ定メ其ノ期間ニ於テハ一方ニ於テ解雇ヲ爲サヾルト同時ニ人夫ニ於テモ亦一方ニ於テ解雇ヲ爲スヲ得ザルコト

一、人夫ハ毎月六日ヲ以テ休日トシ其ノ日ニ於テハ賃銀ヲ支給セザルコト

一、人夫ハ毎日午前八時ヨリ午後五時迄ヲ以テ就業時間トシ其ノ時間ヲ超過シテ就業セシムル場合ニ於テハ一時間ニ付キ二十錢ノ割合ヲ以テ賃銀ヲ增給スルコト

一、人夫ハ毎月十二日ヲ以テ賃銀ヲ支拂フコト

一、人夫ハ毎日午前十時及午後三時ニ各十分間ノ休憩時間ヲ與フルコト

一、人夫ハ毎日午後五時ヨリ翌日午前八時迄ノ間ニ於テ大阪市外ニ出デントスル場合ニ於テハ豫メ大阪市役所ニ屆出ヅルコト

一、人夫ハ毎日午後五時ヨリ翌日午前八時迄ノ間ニ於テ大阪市外ニ宿泊セントスル場合ニ於テハ豫メ大阪市役所ニ屆出ヅルコト

一、人夫ハ毎日午後五時ヨリ翌日午前八時迄ノ間ニ於テ大阪市外ニ宿泊セントスル場合ニ於テハ豫メ大阪市役所ニ屆出ヅルコト

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

此ノ發表ヲ見タ人夫側ハ寄リ寄リ協議シテ居ツタガ八日午后三時頃木工ノ清田孫一、人夫小川善信、佐藤平作、井上昌造、鬼塚誠譽ノ五名ガ代表者トナツテ左ノ要求書ヲ工事係主任山口孫太郎ニ提出シ九日午后六時迄ニ回答ヲ求メルト同時ニ一方人夫二名ハ總同盟大阪聯合會ヲ訪レ野田律太、大矢省三等ニ面會シ前上ノ次第ヲ說イテ應援ヲ求メタ

要求書

一、賃銀ノ三割値上ゲアリタシ

二、解雇手當

住友經營直轄工場ト同等ニスル事（考四備考ニ）

三、祭祝日ヲ公休日トスル事

四、雇傭期間一ケ月制度ハ別ニ定メズ從來ノ通リ引續キ雇傭セラレタシ

工場主殿

從業夫一同

從業員總數　百八十名（內臨時工二十名ヲ入夫百五十名）